

金岡公園体育館大体育室ほか LED 照明一式の賃貸借仕様書

1 目的

金岡公園体育館ほか全 5 施設の既存照明設備を LED 照明に切り替える事により、消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出量削減及び維持管理の軽減を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 対象施設

- ・金岡公園体育館（堺市北区長曾根町 1179 - 18）
- ・金岡公園陸上競技場（堺市北区長曾根町 1179 - 18）
- ・金岡公園テニスコート（堺市北区長曾根町 1179 - 18）
- ・大浜公園テニスコート（堺市堺区大浜北町 4 丁）
- ・大浜公園相撲場（堺市堺区大浜北町 4 丁）

(2) 賃貸借物品

- ア LED 照明本体（ランプ共）及び付属品
- イ 設置作業に必要な資材

(3) 数量及び設置場所

別添 1 「LED 照明賃貸借一覧表」（以下、別添 1）のとおり。

※各施設内の誘導灯を除く LED 化されていない全照明を対象とする。

(4) 設置作業期間（動作確認含む）

- ・大浜公園テニスコート
令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 11 日（火）
予備日：令和 7 年 11 月 12 日（水）～令和 7 年 11 月 19 日（水）
- ・大浜公園相撲場
令和 7 年 11 月 20 日（木）～令和 7 年 11 月 28 日（金）
- ・金岡公園体育館（大アリーナ）
令和 7 年 12 月 8 日（月）～令和 8 年 1 月 6 日（火）
- ・金岡公園陸上競技場
令和 8 年 1 月 7 日（水）～令和 8 年 1 月 23 日（金）
予備日：令和 8 年 1 月 24 日（土）～令和 8 年 1 月 30 日（金）
- ・金岡公園テニスコート
令和 8 年 2 月 2 日（月）～令和 8 年 2 月 6 日（金）
予備日：令和 8 年 2 月 7 日（土）～令和 8 年 2 月 16 日（月）

※設置作業期間の変更は原則認めないが、半導体資材不足などの市場環境の影響等でやむを得ず設置作業期間の変更が必要となった場合は、あらかじめ発注者に申し出て、協議を行うものとする。

(5) 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日（84 ヶ月）（長期継続契約）

※やむを得ず設置作業期間を変更した場合は、発注者と協議の上で賃貸借契約開始月を決定する。

(6) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借期間満了後は、本賃貸借物品を発注者へ無償譲渡するものとする。

(7) 仮使用期間

設置から賃貸借期間開始までを仮使用期間とし、当該期間中に製品及び更新作業以外に起因する不良が発生した際は別途協議とする。

3 履行内容

(1) 照明器具（物品）の調達

照明器具、照明部材及び光源（LED）は未使用品であること。また出荷証明書を提出すること。

(2) 既設照明器具の調査

既設安定器内のコンデンサに含まれる PCB 含有について調査を行い、PCB の混入もしくは混入の可能性が確認された場合は、速やかに発注者に報告し、取り扱いについて別途協議するものとする。

(3) 既設照明設備の撤去及び運搬

既設照明設備は撤去後、灯具・ランプ等に仕分けし、破損しないように発注者指定場所（各施設の所在公園内）へ集積した後、シート等にて養生すること。また、取り外した機器類は、種類ごとにリストを作成し、現場発生品調書を提出すること。
なお廃棄業務は含まない。

(4) LED 照明の設置・調整（動作確認含む）

(5) 賃貸借開始後の維持管理

4 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

(1) J I S 規格

JISC62504	一般照明用 L E D 製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC8105-1	照明器具－第 1 部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-2	照明器具－第 2－2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具－第 2－2 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具－第 3 部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具－第 5 部：配光測定方法
JISC8106	施設用 L E D 照明器具・施設用蛍光灯器具
JISC8121-2-3	ランプソケット類－第 2－3 部：直管 L E D ランプソケットに関する安全性要求事項
JISC8147-2-7	ランプ制御装置－第 2－7 部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置－第 2－1 3 部：直流又は交流電源用 L E D モジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード（L E D）の測光方法－第 2 部：L E D モジュール及び L E D ライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード（L E D）の測光方法－第 3 部：光束維持率の測定方法
JISC8153	L E D モジュール用制御装置－性能要求事項
JISC8154	一般照明用 L E D モジュール－安全仕様
JISC8155	一般照明用 L E D モジュール－性能要求事項

(2) J E L 規格

JEL600	光源製品の正しい使い方と表示事項
--------	------------------

(3) J L M A 規格

JLMA500	L E D 関連試験規格の J N L A 認定技術基準
---------	------------------------------

(4) ガイドライン

ガイド B 005	改正ランプ及び制御装置・製品アセスメントマニュアル
ガイド 010	直管 L E D ランプ性能表示等のガイドライン
ガイド B011	高品質照明用 L E D 光源の性能要求指針
ガイド A102	照明器具の銘板等の表示
ガイド A134	L E D 照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

(5) 電気用品安全法 (PSE)

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

5 照明器具（物品）仕様

(1) 共通

- ア LED 照明は、別添 1 の「(参考) 既存照明」器具の代替として、「本業務にて設置する LED 照明」欄に示す仕様を満たすものを調達すること。
定格光束(1m)は規定値以上、消費電力(W)は規定値以下での応札は認める。
- イ 交換方式は、原則別添 1 の「交換方式」欄に記載の方式とし、同欄に「ランプ交換」と記載されているもののうち備考欄に「※」と記載されているものについては、「器具交換」も認めることとする。
- ウ ベースライト形、ダウンライト形、高天井形の LED 照明は、日本照明工業会がホームページに公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」それぞれに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に器種設定のない種類の LED 照明についても、上記メーカーの製品とすること)。
- エ ISO9001 (品質) の認証取得工場で製造していること。
- オ ISO14001 (環境) の認証取得工場で製造していること。
- カ 照明器具には、当契約の賃貸借物品であることを表記したラベル等を付すこと。

(2) 高天井形

- ア 電源を器具に内蔵した製品とすること。
- イ 既設オートリフタの電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離し、分電盤より抜去すること。
- ウ 既設オートリフタは、撤去すること。
- エ 光源 (LED) 寿命は、点灯時間 60,000 時間(光束維持率 85%以上)の製品とすること。
- オ 照明器具には、ワイヤー等で脱落防止処置を講ずること。
- カ 金岡公園体育館大アリーナの照明機器及び天井の制御受信部には防球ガードを設置すること。

(3) ベースライト形

- ア 維持管理の観点より一体型ベースライトの電源は光源部 (ライトバー) に内蔵された製品とすること。
- イ 光源 (LED) 寿命は、点灯時間 40,000 時間 (光束維持率 85%以上) の製品とすること。
- ウ 天井材等へのアスベスト含有については、「みなし」として関係法令を遵守し作業を行うこととする。
※「みなし」作業に係る費用も想定して応札すること。

(4) 直管型 LED ランプ

- ア ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- イ 既存安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう改修し、LED ランプを設置すること。また、正常かつ安全に使用するために必要な調整等を行うこと。
- ウ 既設安定器のバイパス (切離し) を必要としない直管型 LED ランプは不可とする。
- エ 光源 (LED) 寿命は、点灯時間 40,000 時間 (光束維持率 85%以上) の製品とすること。
- オ 安定器は残置すること。
- カ LED 直管ランプには、落下防止措置を施すこと。

(5) 投光器形

- ア 既設安定器はポール内や架台等に残置せず撤去すること。
- イ LED 機器が既存ポールや架台に、原則そのまま取り付けられる製品であること。そのまま取り付けられない場合は、アダプタ等を用いて確実に取り付けること。
- ウ 光源 (LED) 寿命は、点灯時間 40,000 時間 (光束維持率 70%以上) の製品とすること。

(6) 調光について

別添 1 の「備考」欄に調光と記載されているものについては、施設ごとに定めた以下の仕様を満たすものとする。(調光方式に関しては無線、有線を問わない)

・大浜公園テニスコート

- ア 調光方式は個別調光制御（5%刻みで 10～100%）が可能なものとする。
- イ 操作方式は、操作の簡便化の観点からスイッチ及びタブレットとし、照明設備直下ではなくテニスコートの端からの操作が可能なものとする。
※リモコンでの操作は不可とする。
- ウ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15 メートル以上とする。
- エ 無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。
- オ 混線を避ける為、2.4GHz 帯を使用する場合は、使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

・大浜公園相撲場

- ア 調光方式は個別調光制御（5%刻みで 10～100%）が可能なものとする。
- イ 操作方式は、操作の簡便化の観点からスイッチ及びタブレットとし、照明設備直下ではなく相撲場の端からの操作が可能なものとする。
※リモコンでの操作は不可とする。
- ウ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15 メートル以上とする。
- エ 無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。
- オ 混線を避ける為、2.4GHz 帯を使用する場合は、使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

・金岡公園体育館

- ア 調光方式は個別調光制御（5%刻みで 10～100%）が可能なものとする。
- イ 操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチ及びタブレットとし、照明設備直下ではなく体育館事務所からの操作を必要とする。
※リモコンでの操作は不可とする。
- ウ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15 メートル以上とする。
- エ 無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。
- オ 混線を避ける為、2.4GHz 帯を使用する場合は、使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

・金岡公園陸上競技場

- ア 調光方式は個別調光制御（5%刻みで 10～100%）が可能なものとする。
- イ 操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチ及びタブレットとし、照明設備直下ではなく体育館事務所からの操作を必要とする。
※リモコンでの操作は不可とする。
- ウ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15 メートル以上とする。
- エ 無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。
- オ 混線を避ける為、2.4GHz 帯を使用する場合は、使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

・金岡公園テニスコート

- ア 調光方式は個別調光制御（5%刻みで 10～100%）が可能なものとする。
- イ 操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチ及びタブレットとし、

照明設備直下ではなく体育館事務所からの操作を必要とする。

※リモコンでの操作は不可とする。

ウ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで 15 メートル以上とする。

エ 無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設すること（コンセント給電が可能な場合は、既設コンセントの活用も可）とする。

オ 混線を避ける為、2.4GHz 帯を使用する場合は、使用する無線のチャンネルは変更可能であることとする。

(7) その他

照明器具は、納品前に納入仕様書を提出し、発注者の承諾を得ること。仕様書を満足しない場合、契約不履行となることから留意すること。また、その際仕様について、発注者より追加要望等がある場合は協議を行うこと。

6 設置作業

- (1) 既設機器及び各施設の現況は別添 2 の図面を参考とするものとし、図面が存在しない施設や、図面と現況が一致しない場合があるため必要に応じて現地調査にて確認すること。
- (2) 金岡公園体育館大アリーナの照明制御システムについては、令和 7 年 11 月までに改修予定であり、改修計画図面は別添 2 のとおりとするが、改修後図面と現況に微細な差異が生じる場合があるため、作業前に必ず現況を確認すること。
- (3) 契約後、速やかに業務計画書（計画表、作業体制、安全管理計画等）を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (4) 設置前に現場調査・回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。調査等において仕様書との相違を発見した場合や新たな賃貸借対象物を発見した場合には速やかに発注者へ報告し、内容について協議すること。
- (5) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (6) 設置作業は、2（4）で記した期間内で実施する。作業時間は原則平日の 9 時から 17 時までとし、落札後に発注者と協議する。受注者の申し出により夜間作業も可とする場合があるが、その場合の費用は受注者の負担とする。
- (7) 設置作業については「金岡公園体育館」の「大アリーナ」、「金岡公園陸上競技場」、「金岡公園テニスコート」、「大浜公園相撲場」の「相撲場」、「大浜公園テニスコート」は施設運営を停止して実施するが、上記以外については施設を運営しながらの作業となるため、施設運営にできるだけ支障のないよう、また利用者の安全に十分配慮した作業計画や安全対策、作業中の迂回路について検討し、事前に施設管理者と協議を行った後に作業すること。
- (8) 作業範囲は養生すること。また必要に応じて、通路や資材置場なども各部養生すること。
- (9) 設置作業にあたっての安全管理については、事前に打合せを行い、落札事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (10) 設置作業において発生する軽微な作業等については、本契約の作業範囲として実施し、その範囲については発生時に協議の上決定すること。
- (11) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (12) 搬入・搬出経路については、施設管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。
- (13) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の対象施設敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (14) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面にて報告すること。
- (15) 設置後、照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること。
- (16) 設置作業にあたっては関係法令を遵守し、発注者その他の関係機関と協議、調整の上実施すること。また必要な届け出をもれなく実施すること。

- (17) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築(改修)工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修により補完する。
- (18) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

7 物品の保守等

- (1) 保証期間は賃貸借満了までとし、その間に生じた不点灯や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は受注者の負担とする。保証期間経過後の費用は発注者の負担とする。但し非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内においての保守とする。
- (2) 設置作業終了後、不点灯や不具合等が発生した際の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。

8 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) (1) にあたり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を落札事業者は発注者に提供するものとする。

9 その他、特記

- (1) 賃貸借期間の開始は、2 (5) のとおりであるが、設置した箇所から順次、器具の仮使用を認めること。
- (2) 設置する照明は、複数メーカーの製品を組み合わせることを可とするが、機種およびメーカーは設置場所に応じて統一すること。
- (3) 落札事業者は動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害をてん補するものとする。動産総合保険の費用については、賃借料に含めるものとする。
- (4) ランプ交換による既存ソケットの破損によって生じた損害は、落札事業者の費用で対応するものとする。
- (5) 本業務に必要な電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続の費用は、受注者の負担とする。

10 提出書類

受注者は機器の設置にあたり、以下の書類を発注者に提出すること。なお、それぞれの書類の提出時期は下表のとおりとし、設置完了後に各提出書類を電子データ化した DVD の媒体も提出すること。

番号	提出書類	提出時期
1	着手届	契約締結後から 14 日以内
2	緊急連絡先名簿	作業着手前
3	業務計画表	作業着手前
4	作業計画書	作業着手前
5	機材承諾願	作業着手前

6	LED 照明リスト	作業着手前
7	一部再委託届出書（下請けを置く場合）	作業着手前
8	作業員の必要資格写し	作業着手前
9	機材使用願い・納入仕様書	機材発注前
10	機材納入報告書	検査時
11	作業写真（撤去前・取付後）※箇所は協議	検査時
12	照度測定（撤去前・取付後）※箇所は協議	検査時
13	現場発生品調書	撤去作業完了時
14	業務完了届	業務完了時
15	仮設計画書・停電計画書等必要とする書類	随時
16	その他発注者が必要と認める書類	随時

1.1 発注者と受注者の責任分担

（1）予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとする。

なお、受注者が責任を負うべき事項で、発注者が責任を負うべき合理的な理由があるものや現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

（2）事業継続が困難になった場合における措置

事業継続が困難になった場合における措置については、賃貸借契約書において定める。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	本仕様書の誤り	本仕様書の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	安全性の確保	設置作業・物品の保守における安全性の確保		○
	環境の保全	設置作業・物品の保守における環境の保全		○
	保険	設置作業における履行保証保険及び賃貸借物品の保守期間のリスク保証する保険		○
	制度の変更	法令・税制の変更に関するもの	○	○
	事業の中止・延期	発注者の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		設置作業に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		発注者の不注意等による設置作業許可等の遅延によるもの	○	
設	第三者賠償	受注者の事業放棄・破綻によるもの		○
		設置作業における第三者への損害賠償		○

	不可抗力	天災等による業務内容変更・中止・延期	○	○
	用地の確保	資材置場の確保		○
	立入許可	必要な施設への立入許可	○	
	業務内容変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		受注者の指示・判断の不備によるもの		○
	履行遅延・未完了	発注者の責による設置の遅延・未完了による引渡し の延期	○	
		受注者の責による設置の遅延・未完了による引渡し の延期		○
	業務費増大	発注者の指示・承諾による業務費の増大	○	
		受注者の判断の不備によるもの		○
	性能	仕様不適合（作業不良を含む）		○
	一時的損害	引渡し前に設置物に関して生じた障害		○
		引渡し前の設置作業に起因し施設に生じた障害		○
支払関係	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	発注者の責による支払いの遅延・不能によるもの	○	
維持管理関係	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償		○
	計画変更	用途の変更等、発注者の責による事業内容	○	
		受注者が必要と考える計画変更		○
	改修工事	発注者の都合による改修工事等に起因する賃貸借 物品及び保守対象	○	
	立入許可	必要な施設への立入許可	○	
	維持管理費の上昇	受注者の責による維持管理費用の増大		○
	機器等の損傷	発注者の過失又は発注者の市有施設に起因する賃 貸借物品及び保守対象の損傷	○	
	機器等の損傷 市有施設損傷	受注者の故意・過失に起因する賃貸借物品及び保 守対象の損傷		○
		受注者の故意・過失又は賃貸借物品及び保守対象 に起因する発注者の市有施設・設備の損傷		○
	市有施設損傷 不可抗力	不可抗力以外のその他の原因による発注者の施 設・設備の損傷	○	
		火災・天災・戦争等の不可抗力による発注者の施 設の損傷	○	
保証関連	性能	仕様不適合（作業不良を含む）		○
		仕様不適合による市有施設・設備への損害、発注 者の施設運営・業務への障害		○

1 2 その他

- (1) 本仕様書に関して疑義の生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて引渡期限の延長等の措置をとるものとする。